

# せいかつ おごおりの生活 ガイドブック

おごおり す がいこく ひと  
小郡で過ごす 外国の人のために



このガイドブック  
はスマートフォン  
やタブレットで見  
ることができます。

Ogori City  
(小郡市)



<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

Published April 2021

やさしい  
日本語版

# も く じ

## 1 ようこそ おごおりし 小都市へ

(1) おごおりし 小都市は こんなところですか… 1

## 2 こま 困った ときは

(1) じけん 事件や じこ 事故、かじ 火事、びょうき 病気 や けが けが の ときは… 2

① じけん 事件 や じこ 事故 の ときは… 2

② かじ 火事 の ときは… 2

③ びょうき 病気 や けが けが を した ときは… 3

④ よる 夜 や やすみ 休みの日に

こ 子どもが きゅう 急に びょうき 病気 になったり、おお 大けが を した ときは… 4

(2) たいふう 台風 や じしん 地震 の ときは … 5

① たいふう 台風 が ちか 近づいて きたら … 5

② じしん 地震 が おこ 起こったら … 5

(3) そうだん 相談 したい ときは … 6

## 3 これ あんしん で安心 おごおりせいかつ 小郡生活

(1) しやくしょ 市役所 に い 行こう… 9

① じゅうしょ 住所 が か 変わったら… 9

② いんかん 印鑑 を とど 届ける… 11

③ しゃかいほしょう 社会保障・ぜいばんごうせいど 税番号制度(マイナンバー)について… 12

④ にほん 日本 に す 住む(在留)ための てつづ 手続き… 13

⑤ けっこん 結婚、りこん 離婚、しゅつさん 出産、しぼう 死亡 の とど 届け… 15

- ⑥ 国民健康保険・後期高齢者医療 について… 18
- ⑦ 年金・障害者手帳・障がい者医療 について… 20
- ⑧ 介護保険制度 について… 22

## (2) 子育てをしよう 学校に行こう… 25

- ① 妊娠したら・赤ちゃんが生まれたら・子どもの健康… 25
  - ② 日本の教育のしくみ… 27
  - ③ 保育所(保育園)・幼稚園・認定こども園… 28
  - ④ 小学校・中学校… 28
  - ⑤ 高等学校・大学、その他の学校… 29
  - ⑥ 子どものことで困ったら… 29
- 学童保育所、児童手当、児童扶養手当、  
特別児童扶養手当、家庭児童相談室、ひとり親家庭等医療

## (3) 小郡での生活… 32

- ① ごみを出すときは… 32
- ② 上水道、下水道、電気、ガスを使うときは… 35
- ③ 電話の利用、郵便の出し方、  
銀行・郵便局を使うときは… 37
- ④ 健康な生活のために… 39
- ⑤ 税金を納めよう… 40

## 4 豊かな生活を送るために

- (1) とても便利なコミュニティバス… 42
- (2) 見どころいっぱい小郡市… 42
- (3) スポーツ施設・文化施設… 44
- (4) 仲間がいっぱい おごおり国際交流協会 … 46

# 1 ようこそ おごおりし 小都市へ

この「せいかつおごおりの生活ガイドブック」は、がいこくじん外国人の おごおりしみなさんが おごおりし小都市  
で あんしん安心して きもち気持ちよく く暮らして じょうほういけるように じょうほう情報を まとめたまとめた ものですものです。  
じょうほうもっと し情報を し知りたい人は、ひと市役所に き聞いてください。

おごおりしやくしよ  
小都市役所

☎0942-72-2111

## (1) おごおりし小都市は こんなところこんなところです

おごおりし小都市は、ふくおかけん福岡県の ちゆうおう中央あたり、ふくおかし福岡市と くるめし久留米市の あいだ間にあり  
ます。ちけい地形は とうざい東西 やく約6km、なんぼく南北 やく約12kmであり、なんぼく南北に なが長く、だいぶぶん大部分は  
へいち平地です。

し市の にし西に きゅうしゅうじどうしゃどう九州自動車道と おおいた大分・ながさきじどうしゃどう長崎自動車道が こうさ交差する とす鳥栖ジ  
ャンクションが ありますあります。また、し市の ひがし東には、おおいたじどうしゃどう大分自動車道の ちくごごおり筑後小郡  
インターチェンジも ありますあり、きゅうしゅうちほう九州地方の こうつう交通の たいせつ大切な ばしょ場所になっ  
ています。

また、なんぼくほうこう南北方向に にしてつてんじんおおむたせん西鉄天神大牟田線、とうざいほうこう東西方向に あまぎてつどう甘木鉄道のレールバ  
スが とお通っており、てつどうこうつう鉄道交通 べんりでも とてもとても べんり便利な まちまちです。

おごおりしやくしよ  
小都市役所 そうむこうほうか総務広報課

☎0942-72-2111

## 2 こま 困った ときは

### (1) 事件や 事故、火事、病気 や けが の ときは

#### ① 事件 や 事故 の ときは

● すぐに 110番へ 電話してください。

● 110番へ 電話する ときは、

・ 何が おきたか(事故、強盗、けんか など)

・ いつ、どこで

・ 自分の 名前、連絡先 を 伝えましょう。

※ 交通事故 の 場合は、どんな 小さな 事故でも

110番に 電話するか、近くの 警察署に 連絡

しましょう。そのときは、相手の 名前、連絡先、自動車の ナンバー  
を 記録しましょう。

おごおりけいさつしよ  
小郡警察署 ☎0942-73-0110

#### ② 火事 の ときは

● 大きな声で「火事だ!」と 叫んで まわりの 人に 知らせましょう。

● 近くの 人に 助けを 頼み、早く 火を 消すように しましょう。

煙が ひどい ときや、炎が 天井に 届いた ときは、火を  
消すことは おずかしい ので、すぐに 逃げて ください。

● すぐに 119番(消防署)に 電話 しましょう。

- 119番へ電話するとき は、
  - ・ 火事の場所
  - ・ 自分の名前、電話番号
  - ・ 近くの目立つもの
  - ・ 火事のようすを伝えましょう。

※ 消火器

早い時期に火を消すには、消火器を使うと  
いいです。ぜひ、使い方を覚えておきましょう。

三井消防署 ☎0942-72-5101

③ 病気やけがをしたときは

- 急病や大けがなどで、急いで病院に行きたいときは、119番で救急車を呼びます。すぐに病院へ行った方がいいか、救急車を呼んだ方がいいか迷ったら救急医療情報センター（☎#7119）に電話して相談しましょう。
- ただし、ひどくない病気やけがのときは、救急車は呼ばないで、家族や友達と一緒に病院に行きましょう。

三井消防署 ☎0942-72-5101

④ 夜や休みの日に子どもが急に病気に

なったり、大けがをしたときは

● 電話で相談できる ところ

【小児救急医療電話相談窓口】

・電話番号 #8000

または ☎0942-37-6116

・相談時間 平日(月～金曜日)午後7時

～次の日の朝7時

土曜 昼12時～ 次の日の朝7時

日曜・祝日 朝7時

～次の日の朝7時

● 診察して もらえる ところ

・診療場所 久留米 広域 小児救急センター

久留米市 津福本町 422

(聖マリア病院 地域医療支援棟 1階)

・診療科目 小児科(子どもの病気、けが専門)

・診察日 一年中 毎日

・診療時間 午後7時～午後11時

(受付は午後10時30分まで)

## (2) 台風 や 地震 の ときは

### ① 台風 が 近づいて きたら

日本では、8月から10月にかけて台風がくることがあります。台風は、強い雨風や大水などをひきおこし、家や道路が壊れることもあります。テレビやラジオなどで、台風についての情報をよく聞いて、注意しましょう。

### ② 地震 が 起こったら

日本は地震の多い国です。小郡でも、ときには大きな地震が起こることもあります。地震が起こったときに、困らないように、次のことに気をつけて行動しましょう。

1 まず、家の中の安全な場所に行く。(テーブルの下などに入る。)

2 火を使っていたら、すばやく火を消す。

3 ドアを開けて出口を開いておく。

4 火事になったら、すばやく消す。

5 危ないことがあるから、あわてて外へ出ない。

6 狭い道やブロックの壁に近づかない。

7 がけがくずれることもあるので、気を付ける。

8 歩いて逃げる。

9 協力して、助け合う。

10 正しい情報を集める。

また、日頃からどの道を通って、どこに逃げるかを確かめておきましょう。



おごおりし ひなんじよ  
小郡市の避難所

### (3) 相談 したい ときは

小都市や 福岡県 では、みなさんたちが 困ったときに  
相談 できる ところを いっぱい 用意 しています。  
困った ときは、ぜひ 相談 してください。

#### ① 福岡県外国人相談センター

電話、メール、直接 会って 18の国の 言葉で 相談 できます。

##### ・場所

福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階  
国際交流センター こくさいひろば内

・☎0120-279-906

・相談時間 毎日 朝10時～午後7時

ただし、12月28日～1月3日は 休み

##### ・使える言葉

英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、  
タガログ語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、  
モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、フランス語、  
イタリア語、ロシア語



ホームページ

#### ② 福岡国際医療サポートセンター

福岡で 生活する 外国の人が、安心して 病院

へ いくための 相談が できます。

・☎092-286-9595

・相談時間 一年中、いつでも

##### ・使える言葉

英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、



ホームページ

タガログ語、ネパール語、マレー語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、クメール語、ミャンマー語、シンハラ語、モンゴル語

### ③ 災害時情報提供アプリ「safety tips」

日本で起こるかもしれない災害について、14の国の言葉で、無料でお知らせするアプリです。ぜひダウンロードして、使いましょう。  
・使える言葉

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

・情報

地震、津波、噴火、熱中症、  
ミサイルの発射 など

For Android



For iPhone



ホームページ

### ④ 福岡県 外国人のための 防災ハンドブック

福岡県が作った、地震や大雨の時にどうしたら

いいか書いてあるハンドブックです。

命を守るためにどこに逃げればいいか、どこに

聞けばいいかが、わかります。やさしい日本語のほかにも、

6の国の言葉で書かれたものがあります。

自分の使える言葉のガイドブックをダウンロードしましょう。



ホームページ

じちたいこくさいかきょうかいクレア たげんごせいかつじょうほう  
⑤ 自治体国際化協会CLAIR 多言語生活情報

がいがいこくひと にほんで せいかつする  
外国の人たちが日本で生活する  
ために 必要な「医療」「教育」「緊急災害時」  
などの 情報を 15の国の 言葉で 説明して います。



ホームページ

せいかつ しごと  
⑥ 生活・仕事ガイドブック

しゅつにゅうこくざいりゅうかんにりちよう つく にほん  
出入国在留管理庁が作った、日本で  
あんしん せいかつ  
安心して、生活するための ガイドブック です。  
やさしい にほんご か  
やさしい日本語で書かれています。  
「生活・仕事ガイドブック」をダウンロードしましょう。



ホームページ

がいがいこくじんむ ぼうさい  
⑦ 外国人向け防災メール

ぼうさい  
防災メール・まもるくんは、福岡県のメールサービスです。  
インターネットから登録できます。(お金はいりません)



えいご  
英語



ちゅうごくご  
中国語



かんこくご  
韓国語



にほんご  
やさしい日本語

### 3 <sup>あんしん</sup>これで安心 <sup>おごおりせいかつ</sup>小郡生活

#### (1) <sup>しやくしよ い</sup>市役所に行こう

##### ① <sup>じゅうしよ か</sup>住所が 変わったら

##### 1 <sup>がいこく</sup>外国から <sup>おごおりし</sup>小郡市へ <sup>じゅうしよ か</sup>住所が 変わった とき

<sup>にほん</sup>日本に <sup>にち</sup>90日 <sup>いじょう</sup>以上 <sup>す</sup>住む <sup>がいこく</sup>外国の人 <sup>ひと</sup>は、<sup>ちほう</sup>地方 <sup>しゅつにゆうこくざいりゅう</sup>出入国在留 <sup>かんりきょく</sup>管理局より <sup>じゅうりくきょく</sup>上陸許可を <sup>う</sup>受けてから <sup>にち</sup>14日の <sup>うち</sup>うちに <sup>おごおりしやくしよ</sup>小郡市役所で <sup>がいこく</sup>外国からの <sup>てんにゆう</sup>転入の <sup>とどけて</sup>届出を してください。

<sup>ちほう</sup>地方 <sup>しゅつにゆうこく</sup>出入国 <sup>ざいりゅう</sup>在留 <sup>かんりきょく</sup>管理局で、<sup>ざいりゅう</sup>在留カードを <sup>ひと</sup>もらった人は <sup>ざいりゅう</sup>在留カードをもって <sup>とどけて</sup>届出を してください。パスポートに「<sup>ごじつこうふ</sup>後日交付」という <sup>いん</sup>印を <sup>う</sup>受けた <sup>ひと</sup>人は <sup>も</sup>パスポートを <sup>とどけて</sup>持ってきて <sup>とどけて</sup>届出を してください。

##### 2 <sup>おごおりし</sup>小郡市内で <sup>じゅうしよ か</sup>住所が 変わった とき

<sup>ひ</sup>引っ越し から <sup>にち</sup>14日の <sup>うち</sup>うちに <sup>とどけて</sup>届出を してください。<sup>ざいりゅう</sup>在留カード と <sup>こじんばんごう</sup>個人番号カード ( <sup>も</sup>マイナンバーカード。 <sup>ひと</sup>持っている 人 ) に <sup>あた</sup>新しい <sup>じゅうしよ</sup>住所を <sup>か</sup>書き込みます ので、<sup>かな</sup>必ず <sup>も</sup>持ってきて ください。

また、<sup>こくみんけんこうほけん</sup>国民健康保険に <sup>かにゆう</sup>加入している <sup>ひと</sup>人は、<sup>ほけんしやう</sup>保険証も <sup>いっしよ</sup>一緒に <sup>も</sup>持って きて ください。

##### 3 <sup>し まち</sup>ほかの 市や町 から <sup>おごおりし</sup>小郡市へ <sup>じゅうしよ か</sup>住所が 変わった とき

<sup>ひ</sup>引っ越した <sup>ひ</sup>日から <sup>にち</sup>14日の <sup>うち</sup>うちに <sup>とどけて</sup>届出を <sup>し</sup>しないと いけません。

あなたが持っている <sup>ざいりゅう</sup>在留カードと <sup>こじんばんごう</sup>個人番号カードに <sup>あた</sup>新しい <sup>あた</sup>住所を書き込みますので、<sup>ざいりゅう</sup>在留カードと <sup>まえ</sup>前の <sup>じゅうしょ</sup>住所のある <sup>し</sup>市役所(町役場)で <sup>う</sup>受け取った <sup>てんしゅうしょうめいしょ</sup>転出証明書を <sup>かなら</sup>必ず <sup>も</sup>持ってきて <sup>く</sup>ください。

#### 4 <sup>あた</sup>新しく <sup>ざいりゅう</sup>在留カードを <sup>もら</sup>もらった <sup>とき</sup>とき

(<sup>ざいりゅうしかくしゅとくとどけ</sup>在留資格取得届)

3か<sup>げつ</sup>月を <sup>こ</sup>超える <sup>ざいりゅうしかく</sup>在留資格を <sup>もら</sup>もらって、<sup>しゅつにゅうこく</sup>出入国 <sup>ざいりゅう</sup>在留 <sup>かんりきよく</sup>管理局 <sup>ざいりゅう</sup>で <sup>ざいりゅう</sup>在留カードを <sup>もら</sup>もらったときは、<sup>しやくしょ</sup>市役所へ <sup>ざいりゅう</sup>在留カードを <sup>かなら</sup>必ず <sup>も</sup>持ってきて <sup>とどけて</sup>届出を <sup>し</sup>してください。

#### 5 <sup>おごおりし</sup>小都市から <sup>し</sup>ほかの <sup>まち</sup>市や町へ <sup>じゅうしょ</sup>住所を <sup>か</sup>変える <sup>とき</sup>とき

<sup>じゅうしょ</sup>住所を <sup>か</sup>変える <sup>まえ</sup>前に <sup>おごおりしやくしょ</sup>小都市役所に <sup>てんしゅうつとどけ</sup>転出届を <sup>だ</sup>出さなければ <sup>い</sup>けません。

<sup>ひ</sup>引っ越す <sup>こ</sup>ことが <sup>は</sup>はっきりと <sup>き</sup>決まってから <sup>とどけて</sup>届出が <sup>で</sup>できます。  
<sup>ざいりゅう</sup>在留カード <sup>お</sup>および <sup>こくみんけんこうほけん</sup>国民健康保険の <sup>ほけんしょう</sup>保険証(加入した人 <sup>か</sup>だけで <sup>す</sup>す)を <sup>おごおりしやくしょ</sup>小都市役所に <sup>も</sup>持ってきて <sup>く</sup>ください。

#### 6 <sup>おごおりし</sup>小都市 から <sup>がいこく</sup>外国へ <sup>ひ</sup>引っ越す <sup>とき</sup>とき

<sup>こくがい</sup>国外へ <sup>てんしゅう</sup>転出することが <sup>は</sup>はっきりと <sup>き</sup>決まってから <sup>とどけて</sup>届出が <sup>で</sup>できます。  
<sup>ねんいじょう</sup>1年以上 <sup>こくがい</sup>国外へ <sup>しゅつこく</sup>出国する <sup>ときは</sup>ときは、<sup>しゅつにゅうこく</sup>出入国 <sup>ざいりゅう</sup>在留 <sup>かんりきよく</sup>管理局で  
「<sup>さいにゅうこくきょか</sup>再入国許可」を <sup>しゅとく</sup>取得している <sup>ばあい</sup>場合でも、<sup>しやくしょ</sup>市役所への <sup>とどけて</sup>届出が <sup>ひつよう</sup>必要です。<sup>ざいりゅう</sup>在留カードと <sup>こじんばんごう</sup>個人番号カードを <sup>も</sup>持ってきて <sup>く</sup>ください。

なお、あなたが <sup>も</sup>持っている <sup>ざいりゅう</sup>在留カードは、<sup>しゅつにゅうこく</sup>出入国の <sup>とき</sup>ときに <sup>ひつよう</sup>必要と <sup>な</sup>なります。

※ おごおりし す 外国の 人 が、今まで 説明した から 4の 届出 を する ときに、ほかの 人と いっしょに 住みたい ときは、ほかの 書類が 必要な ことが あります。詳しくは 市民課へ 電話して ください。

おごおりしやくしょ しみんか  
小都市役所 市民課  
☎0942-72-2111

## ② 印鑑を 届ける

### 1 印鑑を 登録する ときは

日本では、サインの 代わりに 印鑑を 使います。印鑑は 実印 (公的に 登録された 印鑑)と 認印の 2種類が あります。

実印は 自動車の 売り買い、不動産の 売り買い・貸し借り、お金の 貸し借りの ときなど 大切な 取引に 使います。認印は、ふつうに 使う 印鑑で、日頃の 書類の 確かめや 銀行で お金を 預けたり 引き出したり する ときに 使います。

### 2 印鑑 登録 の 申し込み

登録できる 印鑑は 一人1個 で、住民票に 書いてある 名前(姓 と名)、姓あるいは名、または 姓と名の 一部を 組み合わせた もの だけが 登録できます。登録できる 印鑑には いろいろな きまりが ありますので 実印を 作る ときは、市民課で 確かめて ください。

登録の 申し込みは、あなたが 本人だと 証明できる 書類(在留 カードなど、顔写真の 付いた 公的機関が 発行した もの)を、市役所の 市民課に 持ってきて ください。

印鑑が 登録されると 印鑑登録証を もらうことが できます。

### 3 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書が 必要な人は、印鑑登録証と本人確認書類（在留カード等）を持って 市民課に 申し込んでください。印鑑を登録された 本人ではない人が 申し込み するとき、印鑑登録証と 窓口に来た人の 本人確認書類（運転免許証など）を持ってきてください。

おごおりしやくしよ しみんか  
小郡市役所 市民課  
☎0942-72-2111

### ③ 社会保障・税番号制度（マイナンバー）について

#### 1 マイナンバーとは

マイナンバーは 一人に 一つの 番号で 役所などの 手続きに 必要となる 大切な ものです。この 番号は、必要が なければ 他の人に 教えないで ください。

#### 2 マイナンバーカード（個人番号カード）

個人番号カードを もらうためには 「通知カード」または、「個人番号通知書」と 一緒に 届く 書類に 必要な ことを 書き、写真を 貼り付けて、一緒に 入っている 封筒に 入れて、郵便で 申し込んで ください。

がいこくごたいおう  
外国語対応コールセンター

マイナンバーについて、英語、中国語、韓国語、  
スペイン語、ポルトガル語で質問することが  
できるフリーダイヤルがあります。

☎0120-0178-26

## ④ 日本に住む(在留)ための手続き

### 1 在留手続き

日本では在留管理制度で、次のような場合は届出をしなければいけません。

- ・在留資格をもらうとき
- ・再入国の許可をもらいたいとき
- ・資格外活動の許可を取りたいとき
- ・在留期間をのばしたいとき
- ・在留資格が変わったとき、変えるとき
- ・配偶者(結婚相手)について届け出る時

手続きをする時、わからないことがあるときは  
福岡出入国在留管理局に届け出てください。

### 2 在留カードの再交付申請

紛失(なくしたとき)、盗難(盗まれたとき)、滅失(災害などでどこにいったかわからなくなったとき)したときには、福岡出入国在留管理局に在留カードをもう一度もらえるように申し込まなければいけません。

なくしたり、盗まれたことを知った日から14日のうちに届け出ないといけません。

証明写真(縦:4cm×横:3cm)とパスポートを準備してください。

次のような場合は、ほかにも準備がいきます。

- ・紛失(なくしたとき)、盗難(盗まれたとき)の場合

警察署で発行される

「遺失物受理証明書」、「盗難届受理証明書」

- ・滅失(災害などでどこにいったかわからなくなったとき)の場合

市役所で発行される「り災証明書」

また、ひどく汚れたり破れたり、傷んだりした場合はできるだけ早く届けてください。

### 3 在留カードを返すこと(返却)について

死亡した場合、日本国籍を取った場合、日本国籍に帰化した場合には、戸籍を届け出て、在留カードはいらなくなります。

いらなくなった在留カードは福岡出入国在留管理局に提出しなければいけません。

わからないことは、福岡出入国在留管理局に聞きましょう。手続き方法はホームページに外国語でも詳しく掲載されています。

福岡出入国在留管理局

☎092-717-5420



ホームページ

また、<sup>がいこくじんざいりゅうそうごう</sup>外国人在留総合インフォメーションセンターでも、  
<sup>がいこくじん</sup>外国人や <sup>にほん</sup>日本に <sup>す</sup>住んでいる <sup>がいこく</sup>外国に <sup>かんけい</sup>関係する <sup>ひと</sup>人たち  
への <sup>にゅうこく</sup>入国や <sup>ざいりゅう</sup>在留についての <sup>てつづ</sup>手続きの <sup>そうだん</sup>相談が  
<sup>えいご</sup>英語のほか <sup>かんこくご</sup>韓国語・<sup>ちゅうごくご</sup>中国語・<sup>ご</sup>スペイン語などで <sup>でき</sup>できます。

<sup>がいこくじんざいりゅうそうごう</sup>外国人在留総合インフォメーションセンター  
☎0570-013904

## ⑤ <sup>けっこん</sup>結婚、<sup>りこん</sup>離婚、<sup>しゅつさん</sup>出産、<sup>しぼう</sup>死亡の<sup>とど</sup>届け

### 1 <sup>けっこん</sup>結婚をする<sup>とき</sup>（<sup>けっこん</sup>婚姻届）

<sup>けっこん</sup>結婚をする<sup>ときは</sup>、<sup>つぎ</sup>次の<sup>しよるい</sup>書類が<sup>ひつよう</sup>必要です。

- (a) <sup>けっこんようけんぐ</sup>結婚要件具備 <sup>しょうめいしょ</sup>証明書（<sup>ほんごく</sup>本国の <sup>せいふきかん</sup>政府機関や <sup>にほん</sup>日本にある  
<sup>じこく</sup>自国の <sup>りょうじかん</sup>領事館などが <sup>はっこう</sup>発行する <sup>もの</sup>、<sup>はっこう</sup>発行して <sup>いない</sup>いない <sup>くに</sup>国の  
<sup>ばあい</sup>場合は <sup>しみんか</sup>市民課に <sup>き</sup>聞いてください。）
- (b) <sup>けっこんようけんぐ</sup>結婚要件具備 <sup>しょうめいしょ</sup>証明書（a で <sup>か</sup>書いて <sup>もら</sup>もらった <sup>もの</sup>）の <sup>にほんご</sup>日本語  
<sup>やくぶん</sup>訳文（<sup>しよるい</sup>書類の <sup>さいご</sup>最後に、<sup>ほんやく</sup>翻訳した <sup>ひと</sup>人の <sup>じゅうしょ</sup>住所、<sup>しめい</sup>氏名 を <sup>か</sup>書いて、  
<sup>ほんやく</sup>翻訳した <sup>ひと</sup>人の <sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押してください。）
- (c) <sup>こくせきしょうめいしょ</sup>国籍証明書（<sup>ぱすぽーと</sup>パスポート等）<sup>およ</sup>及び <sup>やくぶん</sup>その <sup>やくぶん</sup>訳文
- (d) <sup>こんいんとどけでしよ</sup>婚姻届出書（<sup>さいご</sup>20歳以上の <sup>めい</sup>おとな2名が <sup>しょうにん</sup>証人として <sup>しよめい</sup>署名して、  
<sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押さないと <sup>いけ</sup>いけません。）
- (e) <sup>いんかん</sup>印鑑（<sup>しよるい</sup>書類に <sup>いんかん</sup>印鑑を <sup>お</sup>押す <sup>ぶんか</sup>文化が <sup>ない</sup>ない <sup>くに</sup>国の <sup>ひと</sup>人はサインで  
<sup>も</sup>いいです。）

なお、<sup>くに</sup>国によって <sup>ひつよう</sup>必要な書類が <sup>しよるい</sup>違います <sup>ちが</sup>ので、  
<sup>くわ</sup>詳しいことは <sup>しみんか</sup>市民課に <sup>き</sup>聞いてください。

<sup>おごおりしやくしょ</sup>小郡市役所 <sup>しみんか</sup>市民課  
☎0942-72-2111

## 2 離婚をするとき（離婚届）

日本の法律により、日本で生活している外国籍市民と日本人の配偶者とは離婚することができます。詳しくは市民課に聞いてください。

## 3 子どもが生まれたとき（出生届）

子どもが生まれたときは、生まれた日から14日のうちに出生届を市民課に出してください。生まれた時に両親（結婚している状態であること）の片方が日本国籍を持っている場合は、子どもも日本国籍をもらうことができます。日本国籍をもらえない場合も、出生届を出すことで住民票が作られます。在留資格の申請などの詳しいことは、福岡出入国在留管理局に聞いてください。

福岡出入国在留管理局

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡 第1 法務総合庁舎

☎092-717-5420

## 4 死亡したとき（死亡届）

日本に住んでいる外国の人が死亡したときは、家族、親戚、友達などの関係者の人が、届出をしてあげてください。届出をする人は死亡した人が死んだことを知った日から7日のうちに死亡届を市民課に出してください。死亡した人の国民健康保険証、印鑑登録証も一緒に出してください。

また、日本人と結婚している外国の人で、結婚相手である

にほんじん にほん こくがい しぼう ばあい しぼう くに せいふ  
日本人が日本の国外で死亡した場合は、死亡した国の政府  
機関が発行した死亡証明書(日本語訳文が必要)を持って  
市民課で手続きをしてください。

なお、在留カードを返すこと(返却)については、14ページを見  
てください。

## 5 届出受理証明書が必要なときは

とどけてじゅりしょうめいしょ ひつよう  
婚姻届、出生届、離婚届、死亡届などの届出をしたという  
証明書が必要なときは、届け出た市(区町村)役所に申し込  
んでください。証明書ができるまで、届け出してから1週間くらいか  
かります。

けっこん しゅっさん りこん しぼう とどけて  
結婚・出産・離婚・死亡の届出について

もっと聞きたいときは

おごおりしやくしょ しみんか  
小郡市役所 市民課 ☎0942-72-2111

ほんごく てつづ たいしかん りょうじかん き  
(本国での手続きについては大使館・領事館などに聞いてくださ  
い。)

## ⑥ 国民健康保険・後期高齢者医療について

### 1 国民健康保険制度

日本では、外国の人を含む、すべての住人が、健康保険に入ることになっています。(国民皆保険制度)

健康保険のひとつである国民健康保険は、病気やけがをしたときに、医療費の一部を払えば、医者に診てもらえる仕組みです。

小郡市に住んで、職場の健康保険に入っていない人は、すべて国民健康保険に入らないといけません。

国民健康保険に加入の手続きをしてください。

国民健康保険に加入できない人は、次の人たちです。

(a) 旅行者や日本で生活する期間が3か月より短い人、  
外交官

(b) 職場の健康保険に加入している人

国民健康保険に加入すると、健康保険証がもらえます。保険証は病院へ行くときに必要です。大切に取り扱いましょう。

国民健康保険に、加入した人は収入に応じて、国民健康保険税を払わないといけません。これは、みなさんの医療費に使われるお金になりますので、決められた日までに必ず払ってください。

国民健康保険では、次のように、お金をもらえる仕組みもあります。

(a) 子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

(b) 死亡したとき(葬祭費)

また 病気や けがを 治すための 治療で、病院などに支払うお金が、ある一定の金額を超えた場合は、申し込めば高額療養費として、お金が返ってくる仕組みもあります。

次の項目に当てはまる人は、14日のうちに国民健康保険をやめる手続きをして、国保年金課に保険証を返さなければなりません。

- (a) 職場の健康保険に入ったとき
- (b) 小都市から引っ越すとき
- (c) 日本から違う国へ出国するとき
- (d) 死亡したとき

## 2 後期高齢者医療制度について

小都市に住んでいる75歳以上(一定の障がいがある人は65歳以上)の人は、後期高齢者医療に加入します。

これは国民健康保険とは違う仕組みですが、安く医者に診てもらえるという点では同じようなものです。

小都市役所 国保年金課

☎0942-72-2111

ねんきん しょうがいしゃてちよう しょう しゃいりよう  
⑦ 年金・障害者手帳・障がい者医療について

ねんきんせいど  
1 年金制度

ねんきんせいど こうれいしゃ しょう ひと かぞく  
年金制度は、高齢者や、障がいがある人、家族が

しぼう ばあひ 場合、それぞれ 今まで 積み立てられて いた

かね ねんきん わた 家庭の 生活を 安定させる ことを

もくてき  
目的としています。

ねんきん こくみんねんきん こうせいねんきんほけん こくせき かんけい  
年金には、国民年金や 厚生年金保険があります。国籍に 関係な

く、外国人であつても 日本に住んでいる 20歳以上で 60歳より

若い すべての 人が 公的年金制度に入らないといけません。

こくみんねんきん かにゆう こくほねんきんか てつづ  
国民年金の 加入は 国保年金課で 手続きしてください。

ねんきん つぎ  
年金には 次のような 種類があります。

ろうれいき そねんきん ほけんりよう ねんいじよう おさ ひと  
(a) 老齢基礎年金：保険料を 10年以上 納めた人が、  
65歳になった ときもらえる。

しょうがい き そねんきん いっぺいきかん いじよう ほけんりよう おさ  
(b) 障害基礎年金：一定期間 以上 保険料を 納めるか  
免除されている人が 病気や けがで 一定以上の 障がい  
が残った ときもらえる。

いぞく き そねんきん こくみんねんきん かにゆうちゆう ろうれい  
(c) 遺族基礎年金：国民年金の 加入中 または 老齢  
基礎年金を もらう 資格がある人が 死亡した とき もらえる。  
（死亡した 人に 生計を 維持されていた 18歳 までの子が  
いる 配偶者、または 18歳までの 子がもらえます。）

ねんきん  
年金を もらうには、一定の 条件がありますので、詳しくは 国保  
ねんきんか き  
年金課で 聞いてください。

また、6か月 以上、国民年金の 保険料を 納めた人で、年金を 受  
けることが できない 外国籍の 市民が、帰国などで 保険を もらえ

る資格をなくしたときは、帰国後2年までに申し出れば、国民年金を抜けたことにより納めたお金が一部もどってきます。

### 国民年金については

小郡市役所 国保年金課 ☎0942-72-2111

### 厚生年金については

久留米年金事務所 ☎0942-33-6206

## 2 障害者手帳制度について

身体的、知的、精神的な障がいのある人は、医師の

診断などで次のような障害者手帳をもらうことができます。

障害者手帳をもらいと、病院にかかる場合などで、各種サービスが利用できるようになります。

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳

小郡市役所 福祉課 ☎0942-72-2111

## 3 (重度)障がい者医療について

病気やけがで一定以上の障がいが残ったら、病院で払うお金が少なくてすみます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

小郡市役所 国保年金課 ☎0942-72-2111

## ⑧ 介護保険制度について

介護保険は、起き上がれないで寝たまま動けない体になり、介護や日常生活の支援が いるようになった場合に、必要な介護サービスが利用できる仕組みです。

3か月を超えて日本で暮らす40歳以上の人は介護保険に加入することになります。(ただし、65歳より若い人は日本の公的医療保険に加入していることという条件があります。)

介護サービスを利用するためには、要介護認定(介護が必要であると認められること)を受けることが必要です。希望する人は、長寿支援課に申し込んでください。

原則として30日以内に、介護サービスが受けられるか、受けられないかの結果をお知らせします。

要介護認定では、介護がどれくらい必要か(要介護度)を判定します。要介護度により、在宅サービスを受けるためのお金の額や施設に入った場合のサービスの金額が違ってきます。

- 1 利用する人、または家族は、介護保険のサービス利用額の10%または20%または30%を払います。
- 2 10%または20%または30%でも、支払額が高くなりすぎる場合は、高額介護サービス費がもらえます。
- 3 利用できる金額を超えるサービスを受けたときは利用者またはその家族が支払うことになります。

介護サービスには、次のような内容があります。

(a) 在宅サービス

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所サービス(ショートステイ)
- ・福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
- ・それ以外のサービス

(b) 施設サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

(c) 地域密着型サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・認知症対応型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護・看護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

介護保険料は、みなさんの介護の費用に使われるお金になります。65歳より年上の人は、収入などに応じて保険料が

きめられます。40歳より年上で65歳までの人は、加入している  
公的医療保険の保険料の一部として納めることとなります。

おごおりしやくしょ ちょうじゆしえんか ☎0942-72-2111  
小郡市役所 長寿支援課



## (2) 子育てをしよう 学校に行こう

### ① 妊娠したら・赤ちゃんが 生まれたら・子どもの健康

#### 1 母子健康手帳

妊娠したら、母子健康手帳がもらえます。母子健康手帳は、お母さんの産前・産後の健康状態の記録や、生まれてくる赤ちゃんの発育や健康診査、予防接種などを記録する大切なものです。

総合保健福祉センター「あすてらす」でもらえます。

・もらえる日時

毎週月曜～金曜（祝日を除く）

午前9時～午後4時30分

・もらうために必要なもの

妊娠届出書／マイナンバーカード（持っている人）

#### 2 母子健康相談

保健師や管理栄養士が発育や育児について、妊娠したお母さんの相談を受けています。秘密は守りますので、気軽に相談してください。

・会場 小郡市健康課 相談室（あすてらす内）

・日時 月曜～金曜（祝日を除く）

午前9時～午後4時30分

#### 3 母子健康教室

お母さんと赤ちゃんのために、次の健康教室を、

「あすてらす」でしています。

・ようこそ赤ちゃん教室

妊娠中の人とその家族に講話、交流会、沐浴実習 など

・離乳食教室

生後4か月～1歳児とその家族に、講話、離乳食の試食、栄養相談など

4 妊産婦・新生児訪問指導

専門職員が生後2か月頃の赤ちゃんのお母さんの家に行き指導します。母子健康手帳の出生連絡票を健康課に提出してください。

5 乳幼児健康診査

乳幼児に次のような健康診査を実施しています。

対象者には手紙で連絡します。

- ・4か月児健康診査
- ・10か月児健康診査
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳1か月児健康診査

6 子どもの予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、四種混合、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がんなどの予防接種(注射)をしています。

対象年齢内の接種(注射)はお金がいきりません。実施時期などの詳しい内容は健康課に聞いてください。

小都市役所 健康課 (あすてらす)

☎0942-72-6666

## 7 子ども医療

子どもが小さいうちは、各病院で支払うお金があなたが持っている医療証の一部自己負担金に書かれた金額まででよいというしくみです。

生まれてから15歳になって最初の3月31日までの間にある子どもが対象になります。

※未熟児(体重が2,000gより軽いなど)への養育医療費をもらえるしくみもあります。

小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

## ② 日本の教育のしくみ

日本は、9年間の義務教育のしくみがあります。小学校は6年間(6歳から12歳、小郡市内に9校)、中学校は3年間(13歳から15歳、小郡市内に5校)です。

中学校を卒業すると、高等学校で3年間(小郡市内に2校)、大学で4年間の高等教育機関に入学することができます。

また、特定の分野の勉強をする専門学校や、短期大学という学校に入学することもできます。

特別に配慮を要する子どもは、特別支援学校(小郡市内1校)に入学することができます。また、小・中学校にある特別支援学級や通級教室などに行くこともできます。

小学校に入学する前には、たくさんの子が保育所・保育園で保育を受けています。認定こども園という幼児教育機関もあります。

教育機関としての幼稚園も、小郡市内に3園あり、たくさんの子ども

もたちが<sup>まな</sup>学んでいます。

どの学校も、日本では普通、4月に始まり、次の年の3月までが1年間の学習となります。

### ③ 保育所(保育園)・幼稚園・認定こども園

#### 1 保育所(保育園)

保育所(保育園)は、保護者が仕事などで、昼間家庭で保育できない子どもの世話をします。小郡市内には、保育所(保育園)が15か所あり、0歳から5歳までの子どもを保育しています。3歳から5歳までの子どもにはお金がかかりません。

#### 2 幼稚園・認定こども園

幼稚園・認定こども園では3歳から5歳までの子どもの教育をします。

小郡市内には、3か所の幼稚園と1か所の認定こども園があります。3歳から5歳までの子どもの教育にはお金がかかりません。

おごおりしやくしょ ほういくしょ ようちえんか  
小郡市役所 保育所・幼稚園課 ☎0942-72-6666

### ④ 小学校・中学校

外国籍の人は、日本の学校へ行かなくてもいいのですが、学びたい人(小学校は6歳~12歳の人です。中学校は13歳~15歳の人で小学校を卒業した人、または卒業見込みの人です)は、小・中学校で学ぶこともできます。希望する人は教育委員会教育総務課に聞いてください。

市立の小・中学校では、授業料や教科書などにお金はかかりませんが、給食、遠足、学用品などのお金があります。

私立の小・中学校へ行きたいときは、各私立学校に直接申し込んでください。

- ⑤ 高等学校・大学、その他の学校  
高等学校、大学、特別支援学校などで学びたい人は、  
教育委員会 学校教育課へ聞いてください。

小郡市教育委員会 学校教育課

☎0942-72-2111

## ⑥ 子どものことで困ったら

### 1 学童保育所

学童保育所は、昼間 留守家庭の小学校1年～6年の  
子どもを、学校が終わってから、家庭の代わりに、健やかに育てる  
ところ です。

活動の時間は 次の通りです。

#### (a) 放課後 保育

学校が終わって～午後6時

(土曜日は 午前8時～午後5時)

(夏・冬・春休み、学校の代休日は、午前8時～午後6時)

#### (b) 延長保育 午後6時～午後7時

※日曜日、祝日 と 8月13日～15日、12月29日～1月3日は  
休み です。

## 2 児童手当

子どもが生まれて、その子が15歳になって最初の3月31日まで、児童手当というお金を、その子を育てている人はもらうことができます。ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こ いくせい か  
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

## 3 児童扶養手当

父親または母親がいない家庭や、父親または母親が障がいの状態にある家庭などで、子どもが18歳(子どもに障がいがある場合は20歳)になって最初の3月31日まで、その子どもを育てている人は、児童扶養手当というお金をもらえます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こ いくせい か  
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

## 4 特別児童扶養手当

障がい(障がいの程度にはきまりがあります)がある20歳より若い子どもを育てている人は、特別児童扶養手当というお金をもらえます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

おごおりしやくしょ こ いくせい か  
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

## 5 家庭 児童 相談室

家庭 児童 相談室では、子どもについてのいろいろな悩みや心配事の相談を受けます。専任の相談員が、悩みや心配事について一緒に考え、解決のための手伝いをします。

・相談日 月曜～金曜

(祝日および12月29日から1月3日を除く)

・時間 午前9時00分～午後4時30分

・場所 子育て支援課内 家庭児童相談室(あすてらす内)

おごおりしやくしよ こそだ しえんか  
小郡市役所 子育て支援課 ☎0942-72-6666

## 6 ひとり親家庭等医療

父親または母親がいない家庭や父親または母親が障がいの状態にある家庭などで、子どもが18歳になって最初の3月31日まで、各病院で支払うお金があなたが持っている医療証の一部自己負担金に書かれた金額まででよいというしくみです。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないことがあります。

おごおりしやくしよ こ いくせい  
小郡市役所 子ども育成課 ☎0942-72-2111

### (3) 小郡での生活

#### ① ごみを出すときは

※収集日:市で決まっているごみを集める日

※指定ごみ袋:市で決まっているごみ袋

#### 1 燃えるごみ



・指定ごみ袋に入れて  
収集日当日の朝7時までに  
出す。

・食用油は紙に染み込ませて出す。

・生ごみは水をよく切ってごみの袋  
に入れる。

・古い紙・古い布は、別々に分けて  
収集日に出す。



も 燃えるごみの袋

#### 2 不燃物類(燃えないごみ)



・指定ごみ袋に入れて収集日当日の午前10時までに出す。

・スプレー<sup>かん</sup>缶<sup>あな</sup>は、穴<sup>だ</sup>をあけて出す。

・オイル<sup>かん</sup>缶<sup>ぜんぶ</sup>などは全部<sup>つか</sup>使って  
しま<sup>だ</sup>って出す。

・蛍<sup>けいこうとうるい</sup>光灯<sup>か</sup>類<sup>は</sup>買った<sup>はこ</sup>ときの箱<sup>に</sup>  
入<sup>い</sup>れて出す。

・包<sup>ほうちよう</sup>丁<sup>だ</sup>や ガラス<sup>あぶ</sup>など<sup>もの</sup>危<sup>あぶ</sup>ない<sup>もの</sup>物は、  
紙<sup>かみ</sup>に<sup>つ</sup>包<sup>だ</sup>んで出す。

・アル<sup>かん</sup>缶<sup>かん</sup>・スチール<sup>かん</sup>缶<sup>は</sup>水<sup>みず</sup>で<sup>あら</sup>洗<sup>あら</sup>って

別<sup>べつべつ</sup>々に<sup>しゅうじゅうび</sup>わけて<sup>き</sup>収<sup>き</sup>集<sup>き</sup>日に<sup>ばしょ</sup>決<sup>だ</sup>められた<sup>だ</sup>場<sup>だ</sup>所に<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。



も 燃えない ごみ の 袋

### 3 ビン類



・指<sup>してい</sup>定<sup>ぶくろ</sup>ごみ<sup>い</sup>袋<sup>しゅうじゅうび</sup>に入<sup>い</sup>れて<sup>しゅうじゅうび</sup>収<sup>しゅうじゅうび</sup>集<sup>しゅうじゅうび</sup>日<sup>しゅうじゅうび</sup>  
当<sup>どうじつ</sup>日<sup>ごぜん</sup>の<sup>じ</sup>午<sup>だ</sup>前<sup>だ</sup>10時<sup>だ</sup>ま<sup>だ</sup>で<sup>だ</sup>に<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。

・ビ<sup>みず</sup>ん<sup>あら</sup>を<sup>と</sup>水<sup>と</sup>で<sup>だ</sup>洗<sup>だ</sup>って、<sup>と</sup>フ<sup>と</sup>タ<sup>と</sup>を<sup>と</sup>取<sup>と</sup>って<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。



ビン の 袋

### 4 粗大ごみ(ごみ袋に入らないような大きなごみ)

・粗<sup>そだい</sup>大<sup>そだい</sup>ご<sup>そだい</sup>み<sup>そだい</sup>は、収<sup>しゅうじゅうび</sup>集<sup>しゅうじゅうび</sup>日<sup>にちまえ</sup>の<sup>そだい</sup>5日<sup>そだい</sup>前<sup>そだい</sup>ま<sup>そだい</sup>で<sup>そだい</sup>に、粗<sup>そだい</sup>大<sup>そだい</sup>ご<sup>そだい</sup>み<sup>そだい</sup>  
回<sup>かいしゅう</sup>収<sup>かいしゅう</sup>の<sup>よやく</sup>予<sup>よやく</sup>約<sup>よやく</sup>を<sup>よやく</sup>す<sup>よやく</sup>る。

予約<sup>よやく</sup>する<sup>よやく</sup>の<sup>よやく</sup>は、「共<sup>きやうえい</sup>栄<sup>しげん</sup>資<sup>かんり</sup>源<sup>かんり</sup>管<sup>かんり</sup>理<sup>かんり</sup>セ<sup>かんり</sup>ン<sup>かんり</sup>タ<sup>かんり</sup>ー<sup>かんり</sup>小<sup>おごおり</sup>郡<sup>おごおり</sup>」です。

☎ 0942-73-0339

粗大ごみは、「粗大ごみシール」を貼って収集日当日の午前10時までに出す。



粗大ごみシール

## 5 特定家庭用機器

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)

これらの品物は、普段のごみ収集には出せません。それぞれの品物を買ったお店で引き取ってもらいましょう。ただし、お店にお金を払わないといけません。(有料)

## 6 パソコン

パソコンも普段の収集には出せません。パソコンのメーカーに回収してもらってください。

## 7 指定ごみ袋、粗大ごみシールを買うには

指定ごみ袋、粗大ごみシールは、リサイクル協力店(市内のコンビニエンスストア・スーパーマーケットなど)で買うことができます。詳しくは、次に説明する「ごみ収集カレンダー」に一覧表がありますので、見てください。

## 8 ごみ収集カレンダー

小郡市では、「ごみ収集カレンダー」を市内のそれぞれの家庭に配っています。住んでいる場所によって、ごみを

る日<sup>ひ</sup>が 違<sup>ちが</sup>います から、カレンダーに 印<sup>しるし</sup>を つけて わかりやすく 書<sup>か</sup>いています。

持<sup>も</sup>っていない 人<sup>ひと</sup>は、生活<sup>せいかつ</sup>環境<sup>かんきょう</sup>課<sup>か</sup>で 配<sup>くば</sup>ります。お金<sup>かね</sup>は いりません から、ぜひ、たずねてください。

## 9 ごみの 分別<sup>ぶんべつ</sup> 収集<sup>しゅうじゅう</sup>

小<sup>お</sup>郡<sup>ごおり</sup>市<sup>し</sup>では、環<sup>かん</sup>境<sup>きょう</sup>を 守<sup>まも</sup>り、ごみを 減<sup>へ</sup>らす ために、ごみを分<sup>わ</sup>けて 集<sup>あつ</sup>めて います。(分別<sup>ぶんべつ</sup> 収集<sup>しゅうじゅう</sup>) 空<sup>あ</sup>き缶<sup>かん</sup>、ペッ<sup>ぺ</sup>トボ<sup>と</sup>トル、ト<sup>と</sup>レー、紙<sup>か</sup>パ<sup>ぱ</sup>ック、古<sup>こ</sup>紙<sup>し</sup>(ふ<sup>ふ</sup>るい か<sup>か</sup>み)・古<sup>こ</sup>い布<sup>ふ</sup>など<sup>な</sup>は、決<sup>けつ</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>れた 場<sup>ば</sup>所<sup>じょ</sup>、時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>に、種<sup>しゅ</sup>類<sup>るい</sup>ご<sup>ご</sup>とに 分<sup>わ</sup>けて 出<sup>だ</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。ル<sup>る</sup>ー<sup>ー</sup>ル<sup>る</sup>が 守<sup>まも</sup>ら<sup>ら</sup>れて いない ご<sup>ご</sup>み<sup>み</sup>は 収<sup>しゅう</sup>集<sup>じゅう</sup>され<sup>され</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>ん。

おごおりしやくしよ せいかつかんきょうか  
小郡市役所 生活環境課 ☎0942-72-2111

## ② 上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>、下<sup>げ</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>、電<sup>でん</sup>気<sup>き</sup>、ガ<sup>が</sup>ス<sup>す</sup>を 使<sup>つか</sup>う 時<sup>とき</sup>は

### 1 上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>

上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>(飲<sup>の</sup>み水<sup>みず</sup> き<sup>き</sup>れい<sup>れい</sup>な水<sup>みず</sup>)を 使<sup>つか</sup>いた<sup>いた</sup>い 時<sup>とき</sup>は、使<sup>つか</sup>う 前<sup>まえ</sup>に 三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。

水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>を 使<sup>つか</sup>う お金<sup>かね</sup>は、2か<sup>2</sup>月<sup>げつ</sup>分<sup>ぶん</sup>ご<sup>ご</sup>とに 使<sup>つか</sup>った水<sup>みず</sup>の 量<sup>りょう</sup>によ<sup>よ</sup>って 払<sup>はら</sup>い<sup>い</sup>ます。銀<sup>ぎん</sup>行<sup>こう</sup>の 口<sup>こう</sup>座<sup>ざ</sup>振<sup>ふり</sup>替<sup>かえ</sup>を 使<sup>つか</sup>うと 便<sup>べん</sup>利<sup>り</sup>です。

水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>の 工<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>、給<sup>きゅう</sup>湯<sup>とう</sup>器<sup>き</sup>具<sup>ぐ</sup>(お湯<sup>ゆ</sup>を わ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>す し<sup>し</sup>く<sup>く</sup>み)をつ<sup>つ</sup>ける 工<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>など は、決<sup>けつ</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>れた 店<sup>みせ</sup> 以<sup>い</sup>外<sup>がい</sup>の 店<sup>みせ</sup>では でき<sup>でき</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>ん の<sup>の</sup>で、三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 聞<sup>き</sup>いて くだ<sup>くだ</sup>さい。

引<sup>ひ</sup>こ<sup>こ</sup>越<sup>こ</sup>し 等<sup>ら</sup>で 水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>を 使<sup>つか</sup>わ<sup>わ</sup>な<sup>な</sup>く な<sup>な</sup>った 時<sup>とき</sup>も 三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。

み い すいどうきぎょうだん  
三井水道企業団 ☎0942-72-5106

## 2 下水道

下水道を新しく使うときは、「開始届」を市役所の下水道課に出してください。

また、引っ越しなどで、下水道を使わなくなる時は必ず「廃止届」を出してください。

下水道を使ったお金は2か月分の使った水の量によって払います。銀行の口座振替が便利です。

水洗トイレの工事は、市が決めた店で行うので、下水道課に聞いてください。

おごおりしやくしよ げすいどうか  
小郡市役所 下水道課 ☎0942-72-2111

## 3 電気

日本の電圧は100ボルトです。周波数は、九州は60ヘルツです。電気器具を使い始める前に、この地域の電気の規格に合っているかどうか確かめてください。

電気を使い始めるときは、それぞれの家(部屋)にあるブレーカーかメーターのところに封筒を確かめて、九州電力甘木営業所に連絡してください。

きゅうしゅうでんりよくあまぎえいぎょうしよ  
九州電力甘木営業所 ☎0120-986-208

#### 4 ガス

ガスは、<sup>す</sup>住んで いる ところによって、<sup>とし</sup>都市ガスと プロパンガスに  
わ 分 け ます。ガス器具も <sup>とし</sup>都市ガスと プロパンガスでは <sup>ちが</sup>違 う ので  
つか 使うときは、<sup>かなら</sup>必 ず <sup>たし</sup>確 か めて ください。

<sup>とし</sup>都市ガスは 筑紫<sup>ちくし</sup>ガスに、プロパンガスは お近<sup>ちか</sup>くの  
プロパンガス<sup>ぎょうしや</sup>業者に <sup>き</sup>聞 いて ください。

<sup>ちくし</sup>筑紫ガス

☎092-923-3111

### ③ 電話<sup>でんわ</sup>の 利用<sup>りよう</sup>、郵便<sup>ゆうびん</sup>の 出し方<sup>だ しかた</sup>、銀行<sup>ぎんこう</sup>・郵便局<sup>ゆうびんきょく</sup>を 使う<sup>つか</sup> ときは

#### 1 公衆電話<sup>こうしゅうでんわ</sup>

<sup>こうしゅうでんわ</sup>公衆電話は、<sup>えき</sup>駅や <sup>しょうてん</sup>商店の <sup>てんとう</sup>店頭、<sup>こうきょうしせつ</sup>公共施設などにあります。<sup>こうか</sup>硬貨  
(コイン)や <sup>つか</sup>テレホンカードを <sup>はな</sup>使 っ て <sup>はな</sup>話 す こ と が でき ます。

#### 2 国内郵便<sup>こくないゆうびん</sup>

<sup>こくないゆうびん</sup>国内郵便には、<sup>てがみ</sup>手紙や <sup>はがき</sup>はがきなどが あります。<sup>りょうきん</sup>料金は、<sup>てがみ</sup>手紙の <sup>おお</sup>大  
きさ、<sup>おも</sup>重さで <sup>き</sup>決 ま り ます。

#### 3 国際郵便<sup>こくさいゆうびん</sup>

<sup>こくさいゆうびん</sup>国際郵便は、<sup>こうくうびん</sup>航空便と <sup>ふなびん</sup>船便が あります。<sup>りょうきん</sup>料金は <sup>おお</sup>大きさ、<sup>おも</sup>重さ、<sup>おく</sup>送  
り先<sup>さき</sup>によって <sup>き</sup>決 ま り ます。

<sup>えん</sup>はがきは 70円<sup>せいかい</sup>で <sup>おおく</sup>世界<sup>おおく</sup>各国に <sup>おく</sup>送 る こ と が でき ます。

#### 4 国内小包

縦・横・高さの長さを合わせて 1.7mより小さく、重さが 30kgより軽い荷物は、小包として送ることができます。詳しくは、郵便局に聞いてください。

#### 5 国際小包

国際小包は、航空便、船便があります。料金や送ることのできる大きさは、送り先によって決まります。詳しくは、郵便局に聞いてください。

おごおりゆうびんきょく  
小郡郵便局 ☎0942-72-4494

#### 6 銀行・郵便局のサービス

銀行や郵便局では、お金を預けたり、だれかにお金を送ったり、電気、ガス代などの料金を自動的に引落したり、クレジットカードの代金を支払ったりなどの、いろいろなサービスを行っています。

このようなサービスを利用するためには口座をつくらないとはいけません。口座をつくることのできるのは、90日以上日本に滞在する人です。

口座をつくるには、在留カード、印鑑、学生証または社員証がいます。

#### 7 銀行・郵便局などの通帳・カードをなくしたときは

口座をつくっている銀行・郵便局などに届け出てください。また、警察署に届け出てください。

#### ④ 健康な生活のために

小郡市民のみなさんが健康で、元気に過ごせるよう、小郡市ではいろいろなサービスをしています。それぞれのサービスを利用して、小郡での生活を楽しんでください。

##### 1 健康手帳

40歳以上の希望する人に「健康手帳」をプレゼントしています。「健康手帳」は、健康相談や健康診査の記録として大切なものです。

##### 2 健康相談

小郡市健康課では、保健師や管理栄養士などの専門職員が健康についての相談を受けます。気軽に相談してください。

##### 3 健康診査

小郡市健康課では、がん等の健康診査をしています。がんなどの種類により診査を受けることができる年齢は違いますが、対象者には集団検診の申込書を郵便で送ります。受診したい人は申込書を提出してください。受診票を検診日の10日くらい前に送ります。詳しい検査の内容については、健康課に聞いてください。

小郡市役所 健康課(あすてらす)

☎0942-72-6666

#### 4 総合保健福祉センター「あすてらす」

「あすてらす」は、市民の健康と福祉の向上のための施設です。健康増進、リフレッシュのための設備があります。またボランティア活動などを行っている人たちの情報交換の場にもなっています。

おごりしそごうほけんふくし  
小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

☎0942-72-6666

#### ⑤ 税金を納めよう

##### 1 日本の税金

日本の税金には、次のように国が集める国税と県や市町村が集める地方税があります。税金を納めないと罰を受けることもありますので、きちんと税金を納めましょう。

・国税 所得税、法人税、相続税、消費税など

・地方税 県税として 県民税、自動車税など

市税として 市民税、固定資産税、軽自動車税

##### 2 市・県民税

市・県民税は、1月1日に小郡市内に住んでいて、前の年に収入があった人から税金を集めます。

小郡市から引越した人でも、その年の1月1日に小郡市に住んでいたら、小郡市で税金を集めます。

### 3 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、土地や家などをもっている人から税金を集めます。

### 4 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、4月1日にバイクや軽自動車を持っている人から税金を集めます。

- ・国税 久留米税務署 ☎0942-32-4461
- ・県税 久留米県税事務所 ☎0942-30-1012
- ・市税 小郡市役所 税務課 ☎0942-72-2111

## 4 豊かな生活を送るために

### (1) とても便利なコミュニティバス

市内を6つのコースに分け、コミュニティバスを運行しています。

・運賃 一般(小学生以上) 100円

幼児(小学生未満) 無料

・運休日 日曜日・祝日

8月13日～8月15日

12月31日～1月3日

・時刻表、運行ルート

市内公共施設に時刻表をおいています。

右のコードでもわかります。



じこくひょう  
時刻表

おごおりしやくしよ としけいかくか  
小郡市役所 都市計画課 ☎0942-72-2111

### (2) 見どころいっぱい小郡市

#### ① 小郡官衙遺跡(国指定史跡)

奈良時代(7～8世紀)に小郡にあった昔の役所の跡です。今は公園として整備されています。

#### ② 松崎宿

松崎宿は、江戸時代の久留米藩の重要な宿場町でした。今でも当時の姿を残している史跡です。

おごりしきょういくいんかい ぶんかざいか  
小郡市教育委員会 文化財課 ☎0942-75-7555

③ 九州歴史資料館

きゅうしゅうれきししりょうかん  
2010年度に 太宰府市から 小郡市に 移転してきた  
ふくおかけんりつ れきししりょうかん めずら しりょう  
福岡県立の 歴史資料館。珍しい 資料が いっぱいです。

きゅうしゅうれきししりょうかん  
九州歴史資料館 ☎0942-75-9575

④ 城山公園

しるやまこうえん  
おごりしみん いこ ば した こん えん しな い ゆい  
小郡市民の 憩いの 場として 親しまれている 公園。市内 唯一の  
やま はなたてやま ひょうこう  
山、花立山(標高130m)の ふもと。  
おおいけ か せつび にんき  
大池には 貸しボートも あり、バーベキュー設備も 人気 です。

バーベキュー だい ややく  
台の 予約 は  
こうえきしゃだんほうじん おごりたちあら い じんざい  
公益社団法人 小郡大刀洗シルバー人材センター へ  
☎0942-73-1881

⑤ 福童の将軍藤(県指定天然記念物)

ふくどう しょうぐんふじ けんしていてんねんきねんぶつ  
ふくどう おおなかとみじんじゃ けいだい じゅれい ねん おおふじ  
福童の 大中臣神社の 境内にある 樹齢660年といわれる 大藤。  
がつ がつじょうじゆん みごと はな さ  
4月から 5月上旬に かけて 見事な 花を 咲かせます。

⑥ 七夕神社

たなばたじんじゃ  
たなばたでんせつ おりひめ お めがみ  
七夕伝説の 織姫さまのように はた織りが じょうずな女神さまを ま  
つっている 古いお宮。縁結びの ご利益が があると 評判です。  
ふる みや えんむす りやく ひょうばん

しないかんこう について もっと 聞きたい ときは

おごおりしかんこうきょうかい  
小郡市観光協会

☎0942-72-4008

おごおりしやくしよ しょうこう きぎょうりっちか  
小郡市役所 商工・企業立地課

☎0942-72-2111

### (3) スポーツ施設・文化施設

#### ① 小郡運動公園

おごおりうんどうこうえん  
小郡運動公園には、次のような施設があります。

- ・陸上競技場 ☎0942-75-8856
- ・多目的広場 ☎0942-75-8856
- ・野球場 ☎0942-75-2373
- ・テニスコート ☎0942-75-6041
- ・アスレチック広場、ジョギングコースもあります

#### ② 小郡市体育館

おごおりしたいいくかん  
小郡市体育館では、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、空手、柔道など、たくさんの屋内スポーツをすることが出来ます。

- ・休館日 毎月第3水曜日(11月は第3水曜日と第3木曜日)  
12月28日～1月4日

おごおりしたいいくかん  
小郡市体育館 ☎0942-72-2111

③ おごおりしぶんかいかん  
小郡市文化会館

おごおりしぶんかいかん 小郡市文化会館では、コンサートや げき 劇の こうえん 公演、えいが 映画 じょうえい 上映など、さまざまな イベントが おこな 行われています。

628名が めい 入る はい 大ホールや、200名が めい 入る はい 小ホールのほか、ちやしつ 茶室なども あ あります。

・休館日 きゅうかんび 毎週水曜日 まいしゅうすいようび

12月28日～1月4日 がつ にち

おごおりしぶんかいかん  
小郡市文化会館 ☎0942-72-3737

④ おごおりしりつとしょかん  
小郡市立図書館

おごおりしりつとしょかん 小郡市立図書館では、としょ 図書、ざっし 雑誌、かみしばい 紙芝居、ぬの えほん 布の絵本、ビデオ、CD、D  
VD、カセット テープ、DAISY (デイジー)、えほん 絵本パックの か だ 貸し出しや お  
はな かい 話し会などを おこな 行っています。

・開館時間 かいかんじかん 午前10時～午後6時 ごぜん

金曜日は 午後8時 まで きんようび

・休館日 きゅうかんび 毎週水曜日 まいしゅうすいようび

12月28日～1月4日 がつ にち

特別整理期間 とくべつせいりきかん

おごおりしりつとしょかん  
小郡市立図書館 ☎0942-72-4319

⑤ の だ う た ろ う ぶ ん が く し り ょ う か ん  
野田宇太郎文学資料館

おごおりしりつとしょかん 小郡市立図書館内にある の だ う た ろ う ぶ ん が く し り ょ う か ん 野田宇太郎文学資料館は、おごおりしりつしん 小郡市出身  
の し じ ん 詩人 の だ う た ろ う 野田宇太郎の き ち ゃ う 貴重な し り ょ う 資料を し ょ ぞ う 所蔵し、その一部を いちぶ 展示して  
てんじ しています。

・休館日 きゅうかんび 小郡市立図書館と同じ おごおりしりつとしょかん

の だ う た ろ う ぶ ん が く し り ょ う か ん  
野田 宇太郎文学資料館 ☎0942—72—7477

⑥ **小郡市生涯学習センター**

おごおりし しょうがいがくしゅう ちゅうしんせつ にていど しゅうよう たなばた  
小郡市の生涯学習の中心施設で、300人程度 収容の七夕ホ  
ール、市民ギャラリー、天体ドーム、研修室や 会議室などがあります。

・休館日 毎週月曜日

12月28日～1月4日

おごおりし しょうがいがくしゅう  
小郡市生涯学習センター ☎0942—73—2084

(4) **仲間がいっぱい おごおり国際交流協会**

① **おごおり国際交流協会って 何？**

おごおり国際交流協会は、「私たちにできる国際交流」をスロ  
ーガンに、小郡市での国際文化活動を通じて、会員がお互いに  
仲良くなり、一人ひとりが力を付け、市民としての意識を高めて、  
活気あるまちづくりを目指す民間団体です。

② **どんな活動をしているの？**

- 1 国際交流、国際協力に関する企画および運営（国際交流、派遣事業）
- 2 市民やほかの団体との国際交流活動への参加、協力、支援（国際交流団体の活動支援、ホームステイ受入れ、イベント出店）
- 3 国際理解の推進と人づくり、情報収集、発信（国際理解教育支援、日本語教室、世界の家庭料理教室、講演会）
- 4 外国人とともに暮らす地域づくり  
（フェイスブックによる情報発信、在住外国人との交流活動）

おごおり国際交流協会では、小都市から委託を受け、次のような国際理解推進事業を行っています。

(a) おごおり日本語教室

市内または市の近く住んでいる、働いている、学校に行っている外国人のために日本語教室をしています。

- ・開設期間 4月～7月、9月～12月、1月～3月  
毎週火曜日 午後7時～午後8時30分
- ・会場 小都市役所 北別館 2階 大会議室
- ・クラス 初級、中級

(b) 国際理解講座

- ・世界の家庭料理体験教室、講演会
- ・外国文化への理解を深め、楽しく交流するために、料理教室と講演会をします。

(c) ホームステイ、ホームビジット

- ・会員の活動として、ホームステイ、ホームビジットの受入れを行っています。日本の家庭を体験していただき、ホストファミリーとの交流を深めます。

おごおり国際交流協会 事務局

(小都市役所 総務広報課内) ☎0942-72-2111

メモ (MEMO)

おごおりし そうむこうほうか  
小郡市 総務広報課

〒838-0198 おごおりしおごおり 小郡市小郡255-1

☎ 0942-72-2111

2021年ねん4月がつ

第1版



TANABATA NO SATO  
**OGŌRI**



グーグルマップ

おごおり しやくしょ

小郡市役所

〒838-0198

ふくおかけん おごおりし おごおり

福岡県 小郡市 小郡255-1



グーグルマップ

おごおりし そうごう ほけん ふくし

小郡市 総合 保健 福祉センター  
あすてらす

〒838-0126

ふくおかけん おごおりし ふたもり

福岡県 小郡市 二森1167-1